

新	旧																																
<p style="text-align: center;">愛媛県奨学資金貸与条例 昭和36年3月17日 条例第6号</p> <p>(奨学生の要件)</p> <p>第3条 奨学生となることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、大学(教育委員会がこれに準ずると認める教育施設を含む。以下同じ。)、<u>高等専門学校又は専修学校の高等課程(修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。以下同じ。)</u>に在学する者であること。</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(奨学金の貸与額及び貸与期間)</p> <p>第5条 奨学金の貸与限度額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 986 1070 1455"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程</td> <td>自宅通学のとき</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学のとき</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程</td> <td>自宅通学のとき</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>3 大学</td> <td></td> <td>44,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		月額	1 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000円	自宅外通学のとき	23,000円	2 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	30,000円	自宅外通学のとき	35,000円	3 大学		44,000円	<p style="text-align: center;">愛媛県奨学資金貸与条例 昭和36年3月17日 条例第6号</p> <p>(奨学生の要件)</p> <p>第3条 奨学生となることができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、大学(教育委員会がこれに準ずると認める教育施設を含む。以下同じ。)<u>又は高等専門学校</u> <u>に在学する者であること。</u></p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(奨学金の貸与額及び貸与期間)</p> <p>第5条 奨学金の貸与限度額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 986 2056 1455"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である高等学校又は高等専門学校</td> <td>自宅通学のとき</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学のとき</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 私立の高等学校又は高等専門学校</td> <td>自宅通学のとき</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>3 大学</td> <td></td> <td>44,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		月額	1 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である高等学校又は高等専門学校	自宅通学のとき	18,000円	自宅外通学のとき	23,000円	2 私立の高等学校又は高等専門学校	自宅通学のとき	30,000円	自宅外通学のとき	35,000円	3 大学		44,000円
区分		月額																															
1 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	18,000円																															
	自宅外通学のとき	23,000円																															
2 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程	自宅通学のとき	30,000円																															
	自宅外通学のとき	35,000円																															
3 大学		44,000円																															
区分		月額																															
1 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である高等学校又は高等専門学校	自宅通学のとき	18,000円																															
	自宅外通学のとき	23,000円																															
2 私立の高等学校又は高等専門学校	自宅通学のとき	30,000円																															
	自宅外通学のとき	35,000円																															
3 大学		44,000円																															

新	旧
<p>備考 この表において、「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。</p>	<p>備考 この表において、「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。</p>
<p>2・3 省略</p> <p>第12条・第13条 省略</p>	<p>2・3 省略 (奨学金の特別返還免除)</p> <p>第12条 奨学生であつた者が、愛媛県の職員又は愛媛県内の公立学校教員に採用された場合において、良好な成績で勤務したときは、奨学金の一部の返還を免除することができる。</p> <p>第13条・第14条 省略</p>